

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 3 月 24 日

愛知県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(5) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

③ 名古屋市立大学病院（名古屋市瑞穂区）【平成 28 年度より実施】

（例） ロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術など

(8) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者等が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

① キャリオ技研株式会社（名古屋市中村区）【平成 28 年 7 月より実施】

② 株式会社プロドローン（名古屋市中区）【平成 28 年 7 月より実施】

③ 飛行体空間協議会（岐阜県郡上市）【平成 28 年 10 月より実施】